

2008年4月30日

津幡町長 村 隆一様

津幡町・市民グループ「風」

行政間協定締結への抗議

4月23日(水)の新聞報道により、4月30日(水)にみどり市と津幡町の行政間協定締結を知り、私たちは、みどり市議会全員協議会で了承された合意書(案)(みどり市と関東開発(株)、みどり市と(株)グッドワン)、協定書(案)、細目協定書(案)を入手しました。みどり市は行政間協定書案を議会にも諮り、みどり市が決してリスクを負わないように十分に審議がなされています。しかし、直接影響を受けることになる当の津幡町においては、1年かけて審議するとして、議員にさえ細目協定書の中身が明らかにされていません。私たちはポートピア設置そのものに反対する立場ではありますが、このまま締結されるにはあまりに問題があることに驚愕いたしました。締結する前に慎重な協議が必要であることを訴え、町長の見解を伺いたく会談の申し入れを求めましたが検討の必要なしの返答でした。あらためて、ここに主な問題点を指摘し行政間協定締結に強く抗議いたします。

(1) 公営ギャンブルでありながら、施行者であるみどり市は競艇事業(桐生競艇)を民間業者に委託し(仮称)ポートピア津幡も民間業者に委託する。一方で津幡町は、施行者も決まっていない昨年1月9日、(株)グットワンと設置同意書を結ぶという民間主導のポートピアであり、全く責任があいまいである。

2月19日(火)の市民グループ「風」との公開質問の席上で、「住民からの苦情や補償などの責任の所在」に関する私たちの質問に対し、町長は「施行者のみどり市が責任を負わなければ印は押さない。」と言明した。安心で安全な町づくりを目指す町長が住民に対する約束を遵守することは当然の責務である。ところが、みどり市と(株)グッドワンの合意書には次のように記されている。

(責任の範囲)

第2条 法令の規定に基づく事項は甲(みどり市)が責任を負うものとし、本業務のすべてに関しては、乙(グッドワン)が責任を負うものとする。

2 ポートピア津幡設置に関する協定書及びポートピア津幡に関する細目協定書の各事項について、乙(グッドワン)が全て責任を負うものとする。

この条文の意味するところは、実質的に(株)グッドワンに全ての責任を負わせるということであり、みどり市が巧みに責任を回避していることは明らかである。

(2) みどり市の細目協定書(案)は津幡町議会でも示されておらず、今後一年かけて検討し、決めていくとの回答だったが、契約の商慣習の常識からも重要事項は協定書に網羅すべきである。

①青少年対策 細目協定第4条

他ポートピアでは未成年者、学生の舟券が購入できないとなっているが、本細目協定書(案)には未成年者が購入できないとしか記載されていない。(学生が購入可となる)津幡町には石川高専、かほく市には県立看護大、内灘町には金沢医科大があり、何のための青少年対策かわからない。

②協議機関の構成等 細目協定第6条

津幡町当局が入っていない。構成も検討されていない。

③交通安全対策

交通の要所である北バイパス沿いに設置するポートピアに対する具体的な安全対策がみられない。

(3) (仮称)ポートピア津幡の名称の検討がされていない

舟橋地区のたった36名の賛成で決められ、進められているポートピアは、大多数の津幡町民(有権者の過半数を超える)感情からも、「ポートピア津幡」の名称は使うべきではない。